

美幌町個人情報保護条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第6条)</p> <p>第2章 個人情報等の適正管理等(第7条―第12条)</p> <p>第3章 開示、訂正、利用停止及び是正</p> <p>  第1節 開示(第13条―第22条)</p> <p>  第2節 訂正(第23条―第27条)</p> <p>  第3節 利用停止(第28条―第32条)</p> <p>  第4節 是正(第33条)</p> <p>第4章 審査請求(第34条―第36条)</p> <p>第5章 削除</p> <p>第6章 雑則(第41条―第47条)</p> <p>第7章 罰則(第48条―第52条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第6条)</p> <p>第2章 個人情報等の適正管理等(第7条―第12条)</p> <p>第3章 開示、訂正、利用停止及び是正</p> <p>  第1節 開示(第13条―第22条)</p> <p>  第2節 訂正(第23条―第27条)</p> <p>  第3節 利用停止(第28条―第32条)</p> <p>  第4節 是正(第33条)</p> <p>第4章 審査請求(第34条―第36条)</p> <p>第5章 削除</p> <p>第6章 雑則(第41条―第47条)</p> <p>第7章 罰則(第48条―第52条)</p> <p>附則</p>
<p>本則</p> <p>  第1章 総則</p> <p>  (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)</u>に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。))</u>で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若し</p>	<p>本則</p> <p>  第1章 総則</p> <p>  (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>特定の個人が識別され、又はされ得るものをいう。ただし、法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)</u>に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</p> <p>(新設)</p>

くは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

## 第2章 個人情報等の適正管理等

(個人情報ファイルの作成等)

第7条 実施機関は、個人情報ファイルを作成しようとするときは、次に掲げる事項を、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 個人情報ファイルに記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(9) (略)

2～6 (略)

(収集の制限)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

## 第2章 個人情報等の適正管理等

(個人情報ファイルの作成等)

第7条 実施機関は、個人情報ファイルを作成しようとするときは、次に掲げる事項を、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(1)～(7) (略)

(新設)

(8) (略)

2～6 (略)

(収集の制限)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 実施機関は、思想、信条及び宗教に係る個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただ

(1)・(2) (略)

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、保有個人情報を収集目的の範囲を超えて利用し、又は実施機関以外の者に提供(以下「目的外利用等」という。)をしてはならない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。

(1)～(5) (略)

(6) 国、独立行政法人等又は他の地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(7) (略)

2・3 (略)

第3章 開示、訂正、利用停止及び是正

第1節 開示

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するもの(以下「非開示情報」という。)である場合を除き、開示請求者に対し当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 開示請求者以外の者に関する個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定又は慣行として開示請求者が知ることができ、

し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、保有個人情報を収集目的の範囲を超えて利用し、又は実施機関以外の者に提供(以下「目的外利用等」という。)をしてはならない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。

(1)～(5) (略)

(新設)

(6) (略)

2・3 (略)

第3章 開示、訂正、利用停止及び是正

第1節 開示

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するもの(以下「非開示情報」という。)である場合を除き、開示請求者に対し当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 開示請求者以外の者に関する個人情報が含まれる情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの

又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示  
することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が行政機関個人情報保護法第 14 条第 2 号ハに規定す  
る公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に  
係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及  
び当該職務遂行の内容に係る部分

(4)・(5) (略)

(6) 町の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であ  
って、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又  
は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす  
おそれがあるもの

ア～オ (略)

イ～オ (略)

(7)・(8) (略)

(部分開示)

第 16 条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 3 号の情報(開示請求者以外  
の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている  
場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求  
者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び  
個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以  
外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、  
当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなし  
て、前項の規定を適用する。

(4)・(5) (略)

(6) 町の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であ  
って、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又  
は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす  
おそれがあるもの

ア～オ (略)

イ～オ (略)

(7)・(8) (略)

(部分開示)

第 16 条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 3 号の情報(開示請求者以外  
の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている  
場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求  
者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以  
外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、  
当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなし  
て、前項の規定を適用する。